

## 令和4年度小淵沢中 修学旅行案

◎ 旅行案として **Plan①**と **Plan②**を設定し、3月23日(水)時点でどちらかを選択する。

選択基準：京都・奈良の緊急事態宣言が解除された場合、**Plan①**を選択する。

解除されなかった場合、**Plan②**を選択する。

催行のめやす

①市教委への実施計画書 提出期限（実施1ヶ月前）

②キャンセル料発生日

（20日前で発生：20% 以後、一定期間で漸増する）

### Plan ①

京都・奈良への修学旅行の春実施（5月12日(木)～14日(土)）

状況により代替案として秋実施（10月17日～か、10月24日～の2泊3日）

春実施の場合、最終判断日 4月11日(月)

判断基準：まん延防止等重点措置の有無

計画書の市教委提出日 4月12日(火)

キャンセル料の発生日 4月21日(木) 20日前 20%

4月11日(月)の時点で秋実施に変更した場合の問題点

日程がうまくとれるかわからない。

2学期中間試験・強歩大会への影響（延期または中止）

確実に10月実施とは限らない。

宿舎が変わる可能性もある。（追加費用の発生）

### Plan ②

京都・奈良への修学旅行の秋実施（10月17日～か、10月24日～の2泊3日）

秋実施の場合、最終判断日 催行の1ヶ月前

計画書の市教委提出日 催行の1ヶ月前

キャンセル料の発生日 催行の20日前から20%

秋実施の場合の問題点

感染状況がどうなっているか予測困難

（感染状況悪化で）再度の代替案を設定するのが難しい。

2学期中間試験・強歩大会への影響（延期または中止）

宿舎が変わる可能性もある。（追加費用の発生）

秋実施の場合のメリット

旅行日の設定が融通がききそうである。